

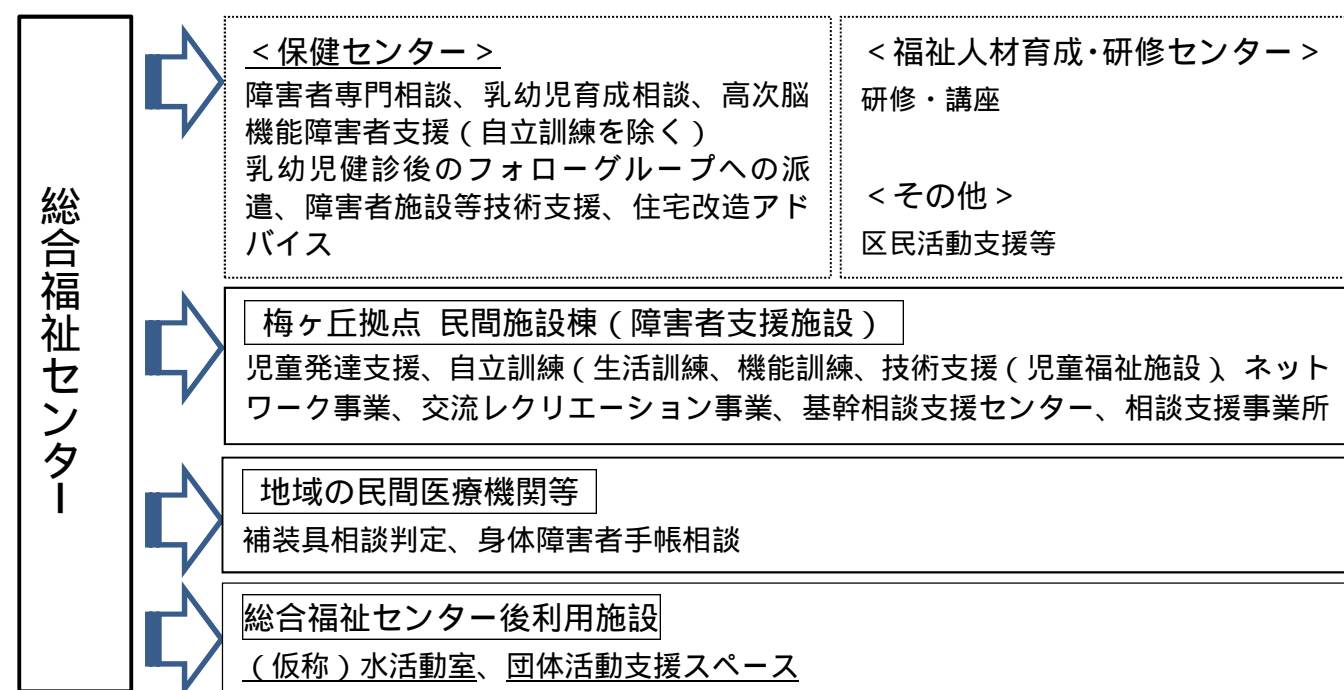
世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画<素案>

平成 29 年 8 月
障害福祉担当部

<基本方針>

- (1) 個別事業移行先ごとの具体的な事業内容の検討
梅ヶ丘拠点施設の区複合棟に移行する事業、梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟に移行する事業、地域の民間医療機関等において担う事業、総合福祉センター後利用施設に整備する事業の4つに分類。分類した移行先ごとの関係所管と調整を図りながら、具体的な事業内容の検討と円滑な引継ぎを行う。
- (2) サービスの質の確保
総合福祉センターの機能移行・廃止に伴い、現行のサービス水準の低下を招かないよう梅ヶ丘拠点施設へ移行するサービスの質を確保する。
- (3) 円滑かつ計画的な移行
総合福祉センターの事業移行にあたり、区、総合福祉センター、民間施設棟運営事業者との間で、調整会議を開催する。利用者に混乱が生じないよう、利用者や関係団体等に対し適宜進捗状況等を報告するなど、丁寧な周知・説明を行う。

<総合福祉センター事業移行の枠組み>



<関係施設の開設等のスケジュール>

施設名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
梅ヶ丘拠点民間施設棟 障害者支援施設	新築工事	H31.4.1 開設	
梅ヶ丘拠点区複合棟 保健センター	新築工事	新築工事 相談事業等機能移転	H32.4.1 開設
総合福祉センター 及び後利用施設	H31.3.31 廃止	改修工事	H32.4.1 後利用施設開設

梅ヶ丘拠点施設 (区複合棟に移行する事業)

<保健センター>

区分名	事業名
障害者専門相談	専門医相談、専門相談・評価、補聴相談・聴力検査、補装具・福祉用具・日常生活用具の相談、ネットワーク事業
乳幼児育成相談	相談・カンファレンス、発達発育総合評価、保護者支援、支援機関・相談支援事業所等への引継ぎ・コーディネート、ネットワーク事業
高次脳機能障害者支援 (自立訓練を除く)	区民向け相談会、高次脳機能障害ガイドヘルパー養成講座、失語症会話パートナー養成講座、失語症者の家族に向けた支援、高次脳機能障害関係施設連絡会・講演会
乳幼児健診後のフォロー グループへの派遣	総合支所職員への助言・相談対応、会議参加
障害者施設等への 技術支援	障害者や高齢者等の施設に訪問し、職員へ処遇方法等の技術助言
住宅改造アドバイス	障害者、高齢者の住宅改造相談 (訪問にも対応)

<福祉人材育成・研修センター>

区分名	事業名
研修・講座	障害者福祉従事者研修、高次脳機能障害支援者向け研修、講座

<その他>

区分名	事業名
区民活動支援	会議室、印刷室
カフェ	維持管理業務等と合わせ障害者雇用も検討中

梅ヶ丘拠点施設 民間施設棟 (障害者支援施設) に移行する事業

区分名	事業名
児童発達支援事業	グループ指導、個別指導、その他民間施設棟事業者提案事業 (スノーズレン (感覚療養) 室を活用した感覚遊びの提供等)
自立訓練 (生活訓練)	知的障害グループ、高次脳機能障害グループ、言語障害 (失語症) グループ、個別訓練
自立訓練 (機能訓練)	身体障害グループ、視覚障害指導、個別訓練
技術支援 (児童福祉施設)	保育園、幼稚園、学童クラブ等職員に対する技術援助、その他民間施設棟事業者提案事業 (保育所等訪問支援)
ネットワーク事業	拠点内及び拠点外の福祉関係機関と連携を図るネットワーク事業
交流レクリエーション	公開講座、音楽会、交流カフェを設置
基幹相談支援センター	基本相談支援、相談支援体制の連携強化、人材育成、世田谷区自立支援協議会の事務局運営
相談支援事業所	指定特定相談支援、指定一般相談支援、指定障害児相談支援

世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画<素案>

地域の民間医療機関等において担う事業

地域の民間医療機関等へ移行する事業<機能・業務移行計画(平成27年6月)> *変更

事業名	移行内容
補装具相談判定 身体障害者手帳相談	・区内の身体障害者福祉法第15条指定医の体制では判定が困難な場合は、保健センターの専門相談で対応する方向で検討中。

総合福祉センター後利用施設に整備する事業

障害者(児)等の身体活動能力を高める事業や、交流レクリエーションに活用される(仮称)水活動室及び団体活動支援スペースを整備する。

<(仮称)水活動室>

項目	内容
位置付け	水治療室は、障害者(児)等の自主活動と障害者(児)等の健康づくり支援事業、水治療を通じ、障害者(児)等の心身の健康を保持・増進する場として整備する。
設置根拠	「(仮称)障害者水活動室 事業実施要綱」を新たに整備する。
利用対象者	障害者団体 現行どおり 水活動を必要とする個人 現行どおり 個人A 手帳所持者、要介護認定者 個人B 手帳の所持を問わない。腰痛、膝痛等で必要な個人。
利用申込	障害者団体 4ヶ月前から受付 水活動を必要とする個人A 4ヶ月前から受付 水活動を必要とする個人B 2ヶ月前から受付
利用料金	施設利用の観点から原則「有料」とする。障害者や障害者団体には減免規定を設けるなど、現状の活動が維持出来るよう検討する。

<団体活動支援スペース>

項目	内容
位置付け	総合福祉センター後施設に、障害者の社会参加や情報発信を目的に活動する団体を支援するための場を整備する。 具体的には、障害者団体が共同で利用する会議室や活動物品を保管するスペース、印刷室(点字プリンターを含む)を提供する。 なお、空き時間帯には、子ども・子育て支援団体等にも提供する。
設置根拠	「(仮称)障害者団体活動支援 事業実施要綱」及び「(仮称)障害者団体活動支援スペースの開き時間利用に関する要綱」を新たに整備する。
利用対象者	障害者団体 子ども・子育て支援団体、一般団体
利用申込	障害者団体 4ヶ月前から受付 子ども・子育て支援団体、一般団体 2ヶ月前から受付
利用料金	施設利用の観点から原則「有料」とする。障害者団体には減免規定を設けるなど現状の活動が維持出来るよう検討する。

移行手順、事務引き継ぎ

梅ヶ丘拠点施設区複合棟

保健センターに移行する事業については、平成31年度に限り現保健センター及び総合福祉センター近隣での実施について引き続き調整を進める。
福祉人材育成・研修センターに移行する事業の平成31年度の取り扱いについては、関係所管と調整する。

民間施設棟運営事業者

民間施設棟運営事業者の職員の出向受け入れ及び職員実習の実施

- ◆ 民間施設棟運営事業者の職員を総合福祉センターで順次受け入れ、実務を通じて事業の引継ぎを行うとともに、総合福祉センターが培ってきたノウハウを継承していく。
- ◆ 移行前の一定期間(6ヶ月程度)には、民間施設棟運営事業者が行う職員の事前研修の一部を総合福祉センターを会場に実施する。

個別ケースの引継ぎ

- ◆ 移行前の約6ヶ月間を、継続ケースの引継ぎ及び業務の終了手続きなどを集中的に実施する。

事業移行後のフォロー

- ◆ 事業移行後も民間施設棟運営事業者と世田谷区保健センター及び区による調整会議を一定期間実施し、移行業務の定着に向けた連携を図るとともに、移行後に生じた課題等の解決に向けて三者で協力する。

総合福祉センター後利用施設

(仮称)水活動室

- ◆ 総合福祉センター全体の改修工事に伴い、平成31年度中の「(仮称)水活動室」の使用ができないことを利用者に丁寧に周知する。

団体活動支援スペース

- ◆ 総合福祉センター全体の改修工事に伴い、平成31年度中は、団体活動支援スペースの利用が出来ないことから、近隣での代替機能の確保について関係所管と調整する。

<今後のスケジュール>

平成29年度	保健センター条例改正、総合福祉センター条例廃止 個別事業移行計画策定
平成30年度末	総合福祉センター廃止
平成31年度	民間施設棟障害者支援施設開設 区複合棟へ移行する機能 保健センター等へ移転 総合福祉センター後利用施設改修工事 代替機能提供開始
平成32年度	区複合棟 開設(保健センター等移転) 総合福祉センター後利用施設 開設